

大竹市監査公表第3号

令和2年5月15日付け大竹市監査公表第1号で公表した工事監査の結果について、措置状況の回答があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和2年6月26日

大竹市監査委員 薬師寺 基夫

大竹市監査委員 網谷 芳孝

## 令和元年度工事監査の結果に対する措置状況について

### 【工事名】

1. 恵川橋歩道整備工事（橋台工） 建設部土木課
2. 岩国大竹道路事業に伴う送配水管・工業用水道管移設工事 上下水道局工務課

### 共通事項

#### 所見（指摘要望事項）

##### （1）予定価格の事後公表について

国においては、平成26年10月に「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（通知）」が発出されるとともに、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）」が改正されたところであり、予定価格の事前公表による弊害を解消することが求められている。

本市においても、適正化指針の趣旨を踏まえて、予定価格の事後公表に向けた取り組みを検討されたい。

#### 回答（建設部監理課）

指摘のとおり適正化指針の趣旨を踏まえ、令和2年度については、数件の工事において予定価格を事後公表にするよう事務を進めているところです。

#### 所見（指摘要望事項）

##### （2）設計概要書による設計条件の把握について

設計業務においては過年度に発注され、その成果をもとに工事に着手することが多いが、本市においては、設計業務において「設計概要書」の作成が一般的ではないと見受けられる。

「設計概要書」において、工法比較の検討や維持管理におけるライフサイクルコストの比較検討、その他施工上の留意点など設計条件を把握することで、その設計思想を現場に反映することが可能となると考える。

今後、工種や施工難易度等を考慮しつつ、設計業務における「設計概要書」の作成に取り組まされたい。

#### 回答（建設部監理課・土木課）

今後は工種や施工難易度等を考慮し、設計概要書の作成を求める場合においては特記仕様書に設計概要書の作成を記載して発注します。

#### 回答（上下水道局工務課）

監督職員や施工業者に設計段階での主旨や意図の伝達、業務内容を的確に把握できるよう、設計・施工の難易度や特殊な工法の採用、施工規模等を勘案し、必

要に応じて設計時の基本条件や現場条件、設計条件等の必要項目について設計業務報告書とあわせ設計概要書の作成を行うこととしました。

なお、設計概要書の作成を求める場合については、設計業務委託発注時に仕様書に明示することとしました。

#### 所見（指摘要望事項）

##### （3）労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制について

現地調査した工事現場の安全衛生管理体制において、技術士の指摘のとおり、労働安全衛生法に対する認識が不十分であると見受けられた。

具体的には、事業場の労働者数等に応じて、各管理者の選任が義務付けられているが、施工計画書に記載された体制では労働者数等に応じた安全管理体制となっていない。また、実施においても記載どおりの体制が整っていないなど、実効性が伴わない安全管理体制となっている。

今後、大竹市の工事発注に関して、労働災害の未然防止を図るため、建設現場における安全衛生体制の統一的な指導の在り方が求められる。

#### 回答（建設部土木課）

発注者として、受注業者に対し、労働安全衛生法の事業者の講ずべき措置について指導を行い、施工計画書記載の安全衛生管理体制において、安全衛生管理者の選任及び安全衛生委員が適正に整っているか確認を行います。

また、工事現場においても安全衛生体制図を掲示し、現場作業員自らが安全衛生に心掛けるよう適切に指導できるよう努めます。

#### 回答（上下水道局工務課）

労働安全衛生法で義務付けられている安全衛生管理体制の構築や、労働者に対する安全衛生教育の実施等の措置について、資料を基に各職員に周知を図りました。

施工計画書の提出時には法に基づく適切な安全衛生管理体制の記述、また、実施体制がとられているか監督職員等で確認し、不備等があった場合には受注者の指導を行います。

#### 所見（指摘要望事項）

##### （4）施工体制台帳及び施工体系図の整備等について

今回、現地調査した工事現場において、施工体制台帳及び施工体系図が未整備、若しくは現場に掲示されていない状況が見受けられた。事故が発生した場合は、その組織表に従って正しく配置・運用されたか問われてくる。

すでに契約日から相当の日数が経過しており、工事に着手している状況下においては、工事受注業者に対して、建設業法第24条の7に基づく施工体制台帳及び施工体系図の速やかな提出及び工事現場への掲示が求められる。

**回答（建設部土木課）**

受注業者に対し、速やかな提出及び工事現場への掲示を指導徹底します。

また、必要に応じて、工事現場への掲示完了は工事打ち合わせ簿により提出を求めます。

**回答（上下水道局工務課）**

下請負契約が締結されしだい速やかに施工体制台帳及び施工体系図の提出，工事関係者や公衆の見やすい場所への掲示等について受注者を指導しました。

また、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合においても同様に措置します。